5　「特定監理団体」とは、監理団体（平成22年６月30日までに研修の在留資格で在留する者の監理を行ったことがある団体を含む。）として技能実習生の受入れを行ったことがある営利を目的としない団体のうち、第４の認定を受け、６に規定する造船特定活動の監理を行うものをいう。

6　「造船特定活動」とは、特定監理団体の責任及び監理の下に外国人造船就労者が受入造船企業との雇用契約に基づいて行う入管法別表第１の５の表の下欄の規定に基づき法務大臣が指定する活動をいう。

7　「企業単独型造船特定活動」とは、企業単独型受入造船企業の外国にある事業所の職員である外国人造船就労者又は企業単独型受入造船企業と事業上の関係を有する外国の公私の機関であって次のいずれかに該当するものの外国にある事業所の職員である外国人造船就労者が、当該企業単独型受入造船企業との雇用契約に基づいて当該企業単独型受入造船企業の本邦にある事業所の業務に従事して行う入管法別表第１の５の表の下欄の規定に基づき法務大臣が指定する活動をいう。

⑴　当該企業単独型受入造船企業と引き続き１年以上の国際取引の実績又は過去１年間に10億円以上の国際取引の実績を有する機関

⑵　⑴に掲げるもののほか、当該企業単独型受入造船企業と国際的な業務上の提携を行っていることその他の国土交通省が別に定める事業上の関係を有する機関

第３　外国人造船就労者の要件

外国人造船就労者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

1　造船分野技能実習に概ね２年間従事したことがあること。

2　技能実習期間中に素行が善良であったこと。

第４　特定監理団体の認定

1　監理団体は、国土交通大臣に特定監理団体の認定を申請することができる。

2　国土交通大臣は、１の申請が次に掲げる要件をいずれも満たしている場合には、特定監理団体の認定をすることができる。

⑴　過去５年間に監理団体として２年以上適正に造船分野技能実習を監理した実績（平成22年６月30日以前に別表第１に掲げる職種及び作業に係る研修の監理を行った実績を有する場合は、当該監理を行った期間を含む。）があること。

⑵　過去５年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為（基準省令の表の法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄第１号イに掲げる活動の項（以下「技能実習第１号イの項」という。）の下欄第18号に掲げる不正行為、法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄第１号ロに掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる不正行為、法別表第１の４の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第10号に掲げる不正行為、研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成19年改訂）に規定する不正行為並びに別表第２に掲げる不正行為をいう。以下同じ。）を行ったことがないこと。

⑶　技能実習第１号イの項の下欄第21号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していること。

⑷　過去５年間に特定監理団体になろうとする者の事業活動に関し、技能実習第１号イの項の下欄第21号の２に規定する行為を行ったことがないこと。

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

⑹　法人であって、その役員等のうちに⑸に該当する者がないこと。

⑺　暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと。

⑻　外国人造船就労者と受入造船企業との雇用契約に係るあっせんに関して、職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条の規定に基づく有料職業紹介事業の許可若しくは第33条第１項の規定に基づく無料職業紹介事業の許可を受け、又は同法第33条の３第１項の規定に基づく無料職業紹介事業の届出を行っていること。

⑼　外国人造船就労者の受入れに関し、受入造船企業に対し適切に指導及び監督を行うことができる体制を有していること。

⑽　受入造船企業に対する監査を含む監理のための人員が確保されていること。

⑾　外国人造船就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の造船特定活動に関連して、送出し機関、特定監理団体又は受入造船企業となろうとする者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。

⑿　特定監理団体が監理に要する費用を徴収する場合は、外国人造船就労者を受け入れる前に、費用を負担することとなる機関に対してその金額及び使途を明示するとともに、外国人造船就労者に直接又は間接に負担をさせないこと。

第５　受入造船企業及び企業単独型受入造船企業並びに適正監理計画及び企業単独型適正監理計画

1　受入造船企業になろうとする者は、第４の認定を受けた特定監理団体と共同で、外国人造船就労者の適正な監理に関する計画（以下「適正監理計画」という。）を策定し、受入造船企業になろうとする者ごとに国土交通大臣に認定を申請しなければならない。適正監理計画は、次に掲げる事項を含むものとする。

⑴　受入造船企業になろうとする者に関する事項

⑵　受け入れる外国人造船就労者に関する次に掲げる事項

①　修了した造船分野技能実習の職種及び作業の名称

②　人数

③　就労させる場所

④　従事させる業務の内容

⑤　従事させる期間

⑥　報酬予定額

⑦　技能の向上を図るための方策

⑶　外国人造船就労者の適正な監理を実施するための計画等に関する事項

⑷　外国人造船就労者の就労状況の確認に関する事項

⑸　在留中の住居の確保に関する事項

⑹　長期休暇の取得に関する事項

⑺　管理指導員及び生活指導員の任命に関する事項

⑻　報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項

⑼　外国人造船就労者との面談及び外国人造船就労者からの生活、労働等（転職を含む。）に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項

⑽　外国人造船就労者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

⑾　就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

⑿　外国の送出し機関に関する事項

⒀　第９の６の国土交通省の監査、第９の８の国土交通大臣が外国人造船就労者の受入れに関する是正が必要と認めた場合における国土交通大臣による報告の要求及び必要な措置、第９の９の国土交通大臣による立入検査及び第９の10の国土交通大臣による外国人造船就労者の受入れの停止その他必要な指示に対する適切な対応に関する事項